

議案第9号

令和6年度伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		40,300戸
(2) 年間総給水量		13,860,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量		37,973m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	原水及び浄水施設事業	228,798千円
	給水区域内配水施設事業	250,746千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	水道事業収益	3,325,467千円
第1項	営業収益	2,611,156千円
第2項	営業外収益	714,311千円
		支 出
第1款	水道事業費用	3,290,910千円
第1項	営業費用	2,916,297千円
第2項	営業外費用	364,513千円
第3項	特別損失	5,100千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,142,742千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	561,772千円
第3項 負担金	66,054千円
第4項 他会計補助金	131,213千円
第5項 企業債	261,900千円
第7項 出資金	82,505千円
第9項 固定資産売却代金	100千円
第10項 その他資本的収入	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,704,514千円
第1項 建設改良費	534,308千円
第2項 企業債償還金	912,692千円
第3項 ダム負担金	247,514千円
第7項 予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 261,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金及び特定資金につい ては、その融通条件により、銀 行その他の場合には、債権者と の協定によるものとする。ただ し、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
計	261,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 298,645千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,000千円と定める。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄